

社会福祉法人豊延会 一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法／女性活躍推進法一体型)

職員が仕事と育児・介護を両立させながらその能力を十分に発揮できる職場環境を整備するとともに、今後女性の活躍の促進及び多様な人材が活躍できるような環境構築を行うため、以下のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2. 内容

【次世代育成法】

①育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業等現行諸制度（改正法を含む）の周知及び職場環境構築を行う

<取組>

- ▶ 令和4年4月～ 改正育児介護休業法（R4.4.1～）に対応した現行諸制度を整理し、職員へ周知。諸法改正時適宜改定する。
- ▶ 令和4年4月～ 円滑な休業取得及び職場復帰を支援するために相談体制を整備し、職員に周知する

②子の看護休暇制度・介護休暇制度の周知、休暇を取得しやすい職場環境づくりを行う

<取組>

- ▶ 令和4年4月～ ①とともに現行制度の職員への再周知
- ▶ 令和4年4月～ 休暇取得者に対する不利益取扱いの禁止の明示、管理職等への周知を行い育児・介護と仕事を両立しやすい職場環境を整備

【女性活躍推進法】

③管理職男女比と全職員男女比の乖離を減少させるように女性管理職を増やす（課長級以上1名、係長級以上2名以上）

<取組>

- ▶ 令和4年4月～ 職員面談を実施し、将来のビジョン・キャリアアップ方法等を提示・確認する
- ▶ 令和5年4月～ コンプライアンス等研修を行い、法令遵守並びに規則規程等を理解し、管理職として業務遂行する心構えを作る
- ▶ 令和5年4月～ 管理職候補となる男女労働者に対して管理職育成研修を実施する